

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野両神荒川線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>秩父市荒川贄川字三ツ澤一三八八番一 地先から同市荒川贄川字南柿平一〇一 一番一地先まで</p>	<p>二番一地先まで</p>	<p>秩父市荒川贄川字三ツ澤一三八六番一 地先から同市荒川贄川字南柿平一〇〇</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八七〇 一〇八・三二二</p>	<p>五・二〇〇 四九・九一</p>	<p>五・二〇〇 二六・七七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>七二二・五七</p>	<p>一四一七・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
<p>旧道の一部は、秩父市に引き継ぐ予定。</p>			<p>備 考</p>